



弁護士 斎藤 耕平

2.2%まで増
011年に
1.2%から2
合が、19
95年の
ち非嫡出子
が占める割
合が、19
95年の
現代ではも
の尊重が叫
ばれる現
代ではもは
や許され
ないと言わ
ざるを得な
いでしょう。と
とはい、大切
な人が亡くな
った

家族のあり方にについて 考えてみませんか

非嫡出子相続分違憲判決

先日、最高裁が、非嫡出子（いわゆる「婚外子」）の相続分を嫡出子のそれと比べて少なく定めている民法の条文は、法の下の平等（憲法14条）に反し違憲であると判断したことが話題になりました。これに対しては、「日本の家族制度が崩壊する」といった強い反対論が主張されています。実はこれ、結婚や家族に対する価値観に深く根付いた議論なのです。

反対論の論拠は、つきめれば、「法律婚の尊重」です。日本では、明治以降、戸籍上の届出を結婚の要件とする法律婚制度が採用されています。ところその後、全出生数のうち非嫡出子が占める割合が、1995年の頃から2011年にかけて、2.2%まで増加しています。

が、最近の法令や判例は、事実婚にも法律婚として生まれるという状況になりました（厚生省人・動態統計）。国際的にも格差撤廃が進んでいます。結婚や家族のあり方、それに対する意識の多様化が、最高裁の判断を変えた大きな要因になっています。夫婦別姓制度や同性婚の是非、女性の再婚禁止期間の規定の合理性などの議論も、それと無関係ではないのです。

相談活動に役立つ法律講座

日 時	10月17日（木） 18時～20時	テーマ 第1回「成年後見制度の活用」	講 師 弁護士 斎藤耕平	場 所 埼玉東部法律事務所5階 会議室
日 時	11月28日（木） 18時30分より	テーマ 「アベノミクス ～この空疎なかけ声の裏に～」	講 師 友寄英隆氏	場 所 越谷市中央市民会館5階 (雑誌「経済」元編集長) 第4～6会議

※参加無料 要予約（先着30名）
※セミナー方式の法律講座です。
参加希望の方は当事務所までご連絡ください。

ご案内

が、最近の法令や判例は、事実婚にも法律婚として生まれるという状況になりました（厚生省人・動態統計）。国際的にも格差撤廃が進んでいます。結婚や家族のあり方、それに対する意識の多様化が、最高裁の判断を変えた大きな要因になっています。夫婦別姓制度や同性婚の是非、女性の再婚禁止期間の規定の合理性などの議論も、それと無関係ではないのです。

後、突然、その愛人のができません。ただ、敢えて私個人關係を作ったその人自身が本来非難されるべきであって、その非難に転嫁して法律婚の尊厳を図ろうとする考え方だと思いません。社会の意識の問題は、法律だけでは到底決着が出てきたとしても、それはやむを得ないのであります。私は、なくとも、その複雑な



information

法律相談

当事務所では毎日法律相談を実施しています。相談は初回無料ですのでお気軽にご相談ください。お電話にてご予約をお願い致します。

◆電話番号◆ 048-965-2600
◆受付時間◆ 平日 午前9時～午後6時

- ・キッズルームを用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。
- ・ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。

<http://saitamatobu.mylawyer.jp>

埼玉東部法律 検索

